



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

2011 年 4 月 25 日

「LT会」会報第 11-06 号(総 83 号)

個人所得税改革の論議は熾烈をきわめている

上海良図商務諮詢有限公司

2011 年 4 月 22 日に終了した第十一回中国全国人民代表大会常務委員会第 12 次会议は国务院が提出した個人所得税法改正案は賛成多数が得られなかった。

今後、同法案は意見を集約し、再度修正され、2 審に入り、場合によって 3 審に入る可能性もある。

今回の争点は以下の通り:

	現行	修正案	新提案
基礎控除	2,000 元	3,000 元	5,000 元
累進課税レベル	9レベル	7レベル	5レベル
税率		現行の 15%と 40%税率 を廃止	基礎控除後課税所得 5,000 元以下 の適用税率 1%又は 5%

今回通過できなかった個人所得税修正案は新提案として一般民衆からも意見を聴取する期間を設けることとなった。

中国個人所得税法の改正は中低所得層の生活と購買意欲を向上させる目的もあり、どのように改正されるかを注目していきたい。

以 上